

外国人の人権について

市民局課長補佐（人権課担当係長） 北川 隆範

いま、横浜市では

横浜市の外国人住民数は、増加傾向にあり、令和を迎えた現在、10万人を超えています。また、その出身地も約160の国・地域からと多様なものとなっています。

外国人を巡る人権問題

こうした中、外国人であることを理由にアパート等への入居を拒否されたり、店においてサービスの提供を拒否されるなどといった問題や、最低賃金を下回る違法な低賃金といった労働に関する問題など、外国人を巡って様々な人権問題が発生しています。

ほかに、就労・留学・結婚などのために来日し、生活の基盤を日本の社会に置いた外国人の増加に伴って、育児・教育、福祉・医療など生活全般にわたる相談が増加しています。中でも、DV、離婚、生活困窮などの深刻な相談が増加傾向にあります。

平成29年度に内閣府が行った「人権擁護に関する世論調査」では、『日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？』との問いに対し「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」という回答が最も多く、言語、宗教、文化、習慣等の違いが人権問題の発生の一因となっていることがうかがえます。

さらに、日本国籍であっても父母のいずれかが外国籍であるなど、外国につながる人々が直面する問題もあります。そうした人々の中には、家庭内での言葉や生活習慣などの面で日本の暮らしに馴染みが薄いなど、生活上の困難さを抱えている場合もあるため、外国人に対するものと同様、きめ細かな取組が必要です。

近年、特定の民族や国籍の人々の排斥を扇動する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっています。平成28年（2016年）5月にはいわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が成立し、本邦外出身者又はその子孫に対する不当な差別的言動のない社会の実現を目指すため、その解消に向けた取組を推進していくことが定められました。

しかしながら、隣の川崎市などでは、法の制定後も市内に住む外国人に対して、ヘイトスピーチとされる行為が何度となく行われています。そして、その対策としてヘイトスピーチ解消法だけでは不足と考え、市独自に罰則を設けた条例の制定を進めているところです。

横浜市においては、現在のところ、市内でヘイトスピーチが頻繁に行われているという状況ではありませんが、今後も、川崎市など他都市での状況をしっかりと注視しながら対応を図っていく必要があると考えています。

横浜市における取組

地域社会の一員として外国人が自立し、円滑に生活していくためには、行政サービス等において多言語やさしい日本語での案内・対応を進めることなどが大切です。

そこで、横浜市の人権施策の取組の全体像を明らかにすることなどを目的として策定された「横浜市人権施策基本指針」では、英語や中国語、スペイン語といった多言語によるパンフレットやさしい日本語を用いたパンフレットを作成して、外国人の方にも横浜市の基本姿勢を伝えていきます。

また、人権よこはまキャンペーンや市民・企業に向けた人権啓発の講演会といった機会を捉えて人権パネル展を開催することで、外国人の人権をはじめとする、様々な人権課題についての啓発につなげていきます。

こうした啓発施策を充実することによって、市民の人権意識の高揚を図り、今なお根強く存在する在日韓国・朝鮮人に対する差別意識や社会の様々なところで生じている外国人に対する差別の解消を目指すとともに、相互理解の促進や共に歩むまちづくりに努めています。



令和元年度 横浜市人権啓発ポスター

多様性を認め合って

さて、令和元年（2019年）のラグビーワールドカップ2019の開催に続き、令和2年（2020年）には、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を控え、より多くの旅行者、外国人が訪れることが見込まれます。

加えて、政府による外国人労働者の受入れも今後一層進んでいくことから、文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して理解を深め、これを尊重し、偏見や差別のない環境づくりがこれまで以上に求められています。

横浜市では、人権尊重を市政運営の基調としています。それは、一人ひとりの人権が尊重されることが、誰もが安心して生活を営むために欠くことのできないものだからです。

そもそも人は、それぞれ違う条件のもとに生まれます。国籍や文化の違いにかかわらず、同じ横浜市民として、互いを理解し、日本人も外国人もともに地域社会を支える主体となるよう、一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、ともに生きる社会を目指しましょう。